# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|---|---|---|
| （1）資格ファイル | | |
| **2. 基本情報** | | |
| ①ファイルの種類　※ | | [　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲　※ | | 千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。 |
| | その必要性 | 介護保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。 |
| ④記録される項目 | | [　50項目以上100項目未満　]　＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| | 主な記録項目　※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[ ○ ] 連絡先（電話番号等）<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報<br>[　] 生活保護・社会福祉関係情報　[ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[　] その他　（　　） |
| | その妥当性 | ・個人番号、その他識別情報（内部番号）<br>：本人確認等、対象者を正確に特定するために保有<br>・連絡先等情報<br>：対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有<br>・介護・高齢者福祉関係情報<br>：介護保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有 |
| | 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | | 保健福祉局　高齢障害部　介護保険管理課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|---|---|---|
| ①入手元 ※ | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署 （ 区政推進課 ）<br>[ ○ ] 行政機関・独立行政法人等 （ 地方公共団体情報システム機構 ）<br>[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ）<br>[ ] 民間事業者 （ ）<br>[ ] その他 （ ） |
| ②入手方法 | | [ ○ ] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ<br>[ ] 電子メール [ ○ ] 専用線 [ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ○ ] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能 ） |
| ③入手の時期・頻度 | | ・住民情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、住民記録システムとの連携により随時入手<br>・市民からの申請により随時入手 |
| ④入手に係る妥当性 | | ・制度上定められた時期・頻度・方法にて、情報提供を受けている。 |
| ⑤本人への明示 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令に認定申請時に特定個人情報を取得する旨明示されている。 |
| ⑥使用目的 ※ | | 被保険者の管理を行うため<br>介護保険適用除外者の管理を行うため |
| | 変更の妥当性 | |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | ①保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、②中央保健福祉センター高齢障害支援課 ③花見川保健福祉センター高齢障害支援課 ④稲毛保健福祉センター高齢障害支援課 ⑤若葉保健福祉センター高齢障害支援課 ⑥緑保健福祉センター高齢障害支援課 ⑦美浜保健福祉センター高齢障害支援課 |
| | 使用者数 | [ 50人以上100人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満 2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ⑧使用方法 ※ | | ・住民基本台帳や外国人登録台帳を基にして、第1号被保険者の資格の取得情報を管理する。<br>・被保険者証の交付の申請をした第2号被保険者の資格の取得情報を管理する。<br>・被保険者の死亡および転出などに伴う資格の喪失情報を管理する。<br>・被保険者の氏名や住所の変更などに伴う資格の変更情報を管理する。<br>・喪失した資格を転出の取消で回復する場合などの、資格の回復情報を管理する。<br>・他市区町村の介護保険施設に入所するために転出した住所地特例者の情報を管理する。<br>・資格を取得した被保険者の被保険者証を発行する。<br>・適用除外施設に入所している65歳以上の住民の、施設への入所および退所に関する情報を管理する。<br>・自市区町村の介護保険施設に入所するために転入した、他市区町村の被保険者に関する情報を管理 |
| | 情報の突合 ※ | ・被保険者資格の異動を管理するため、住民基本台帳と被保険者情報との突合を行う。<br>・住所地特例者の管理を行うため、住所地特例者連絡票情報と被保険者情報との突合を行う。<br>・住所地特例者の管理を行うため、住民や施設からの届出情報の個人番号・4情報と機構や住民記録システムの個人番号・4情報との突合を行う。 |
| | 情報の統計分析 ※ | 厚生労働省に報告するため介護保険事業統計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | 資格期間に基づき、介護保険料額を決定・更正する。 |
| ⑨使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない<br>（ 4 ） 件 |
| **委託事項1** | | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務 |
| ①委託内容 | | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。 |
| | その妥当性 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ○ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社 日立製作所 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。 |
| | ⑨再委託事項 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 |
| **委託事項2** | | ホスティングサービスの利用（データセンタ） |
| ①委託内容 | | ・システムの稼働に必要なサーバ及びデータセンタ機能の提供<br>・バックアップデータの遠隔地保管 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。 |
| | その妥当性 | 事務の安定した執行と、情報資産の管理・保全のために必要である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |

| | | |
|---|---|---|
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ○ ] 専用線　[　 ] 電子メール　[ ○ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 日本電子計算株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　再委託しない　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| **委託事項3** | | システムの運用・保守支援業務 |
| ①委託内容 | | システムの運用・保守支援作業 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。 |
| | その妥当性 | システムの運用・保守支援業務を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [　10人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ○ ] 専用線　[　 ] 電子メール　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 富士通株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　再委託しない　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| **委託事項4** | | 民間送達サービス事業の利用 |
| ①委託内容 | | 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |

| | | |
|---|---|---|
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。 |
| | その妥当性 | 介護ワンストップサービスに係る住民からの電子申請データを受け付けるために必要である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ○ ] 専用線　[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ　[ ○ ] 紙<br>[ ] その他　（　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 日本郵便株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ]<br>＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| 再委託 | ⑧再委託の許諾方法 | |
| 再委託 | ⑨再委託事項 | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） | |
|---|---|
| 提供・移転の有無 | [ ○ ] 提供を行っている （ 48 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件<br>[ ] 行っていない |
| **提供先1** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の8の項 |
| ②提供先における用途 | 高額障害児入所給付費の支給 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先2** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の11の項 |
| ②提供先における用途 | 高額障害児通所給付費の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先3** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の2の項 |
| ②提供先における用途 | 全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先4** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の2の項 |
| ②提供先における用途 | 全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先5** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の2の項 |
| ②提供先における用途 | 日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先6** | 健康保険組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の2の項 |
| ②提供先における用途 | 日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先7 | 健康保険組合 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の3の項 |
| ②提供先における用途 | 健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先8 | 健康保険組合 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の3の項 |
| ②提供先における用途 | 健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先9** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の6の項 |
| ②提供先における用途 | 船員保険法による療養の給付の受給等（家族葬祭料の支給決定） |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先10** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の6の項 |
| ②提供先における用途 | 船員保険法による療養の給付の受給等（高額介護合算療養費の支給決定） |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先11** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の26の項 |
| ②提供先における用途 | 生活保護の実施 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先12** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の26の項 |
| ②提供先における用途 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先13** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の26の項 |
| ②提供先における用途 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先14** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の26の項 |
| ②提供先における用途 | 生活保護の停止若しくは廃止 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先15** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の26の項 |
| ②提供先における用途 | 保護に要する費用の返還 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先16** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の26の項 |
| ②提供先における用途 | 徴収金の徴収 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先17** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の42の項 |
| ②提供先における用途 | 国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先18** | 国民健康保険組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の42の項 |
| ②提供先における用途 | 国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先19 | 市町村長 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の61の項 |
| ②提供先における用途 | 福祉の措置 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先20** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の61の項 |
| ②提供先における用途 | 措置に要する費用の支弁 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

## 添付資料（Ⅱ ファイルの概要(1)_提供先21以降）

| | |
|---|---|
| **提供先21** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の62の項 |
| ②提供先における用途 | 措置に要する費用の徴収 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先22** | 後期高齢者医療広域連合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の80の項 |
| ②提供先における用途 | 高額介護合算療養費の支給に関する事務<br>【基準日被保険者】 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先23** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の108の項 |
| ②提供先における用途 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先24** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の108の項 |
| ②提供先における用途 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先25** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の108の項 |
| ②提供先における用途 | 高額障害福祉サービス等給付費の支給 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先26** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の108の項 |
| ②提供先における用途 | 高額障害福祉サービス等給付費の支給 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先27** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の108の項 |
| ②提供先における用途 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先28** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の108の項 |
| ②提供先における用途 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先29** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の87の項 |
| ②提供先における用途 | 支援給付の実施 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先30** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の87の項 |
| ②提供先における用途 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先31** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の87の項 |
| ②提供先における用途 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先32** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の87の項 |
| ②提供先における用途 | 支援給付の停止若しくは廃止 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先33** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の87の項 |
| ②提供先における用途 | 支援給付に要する費用の返還 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先34** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の87の項 |
| ②提供先における用途 | 徴収金の徴収 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先35** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の94の項 |
| ②提供先における用途 | 住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先36** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の56の2の項 |
| ②提供先における用途 | 被災者台帳の作成 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先37 | 市町村長 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の43の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による医療に関する給付との調整（介護保険法） |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先38** | 国民健康保険組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の43の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による医療に関する給付との調整（介護保険法） |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先39** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の2の項 |
| ②提供先における用途 | 健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先40** | 健康保険組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の3の項 |
| ②提供先における用途 | 健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先41** | 後期高齢者医療広域連合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の81の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による医療に関する給付との調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先42** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の109の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による給付との調整（介護保険法） |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先43** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の109の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による給付との調整（介護保険法） |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先44** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の5の項 |
| ②提供先における用途 | 船員保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先45** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の22の項 |
| ②提供先における用途 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（介護保険法関係） |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先46** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の97の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による給付との調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先47** | 保健所を設置する市の長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の97の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による給付との調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先48** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の17の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による給付との調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先49** | 日本私立学校振興・共済事業団 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の33の項 |
| ②提供先における用途 | 高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先50** | 国家公務員共済組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の39の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による療養との調整（介護保険） |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先51** | 国家公務員共済組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の39の項 |
| ②提供先における用途 | 高額介護合算療養費の支給の決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先52** | 国家公務員共済組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の39の項 |
| ②提供先における用途 | 傷病手当金の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先53** | 地方公務員共済組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の58の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による療養との調整（介護保険） |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先54** | 地方公務員共済組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の58の項 |
| ②提供先における用途 | 高額介護合算療養費の支給の決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先55** | 地方公務員共済組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の58の項 |
| ②提供先における用途 | 傷病手当金の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先56** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の108の項 |
| ②提供先における用途 | 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 |
| ③提供する情報 | 介護保険被保険者資格関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 6. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| ①保管場所 ※ | | 【紙媒体等における措置】<br>・申請書等の紙媒体の取扱いは、許可された者以外入室することのできない執務室内に限られており、使用後は、施錠可能な定められた場所に格納している。<br>・窓口業務等を行う部署においては、紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。<br><br>【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】<br>24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理（注）を行っている部屋（サーバ室）に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。<br>注：生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。<br><br>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】<br>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。<br>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 |
| ②保管期間 | 期間 | [ 5年 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1年未満　2）1年　3）2年<br>4）3年　5）4年　6）5年<br>7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上<br>10）定められていない |
| | その妥当性 | 千葉市公文書管理規則により、介護保険業務の文書の保存期間を5年と定めているため。 |
| ③消去方法 | | 【介護保険システム関連における措置】<br>・保存期間を過ぎた申請書等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理等の復元不可能な手段により廃棄する。<br>・電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉砕等によりデータの復元が不可能になるようにする。<br><br>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】<br>①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。 |

| 7. 備考 |
|---|
| |

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| (2)認定ファイル | |
| **2. 基本情報** | |
| ①ファイルの種類 ※ | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。 |
| その必要性 | 介護保険の認定業務を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。 |
| ④記録される項目 | [　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞<br>1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報(内部番号)<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[ ○ ] 連絡先(電話番号等)<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報<br>[　] 生活保護・社会福祉関係情報　[ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[　] その他　(　　) |
| その妥当性 | ・個人番号、その他識別情報(内部番号)<br>:本人確認等、対象者を正確に特定するために保有<br>・.連絡先等情報<br>:対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有<br>・介護・高齢者福祉関係情報<br>:介護保険の認定管理を行うために保有 |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 保健福祉局　高齢障害部　介護保険管理課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|---|---|---|
| ①入手元 ※ | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ] 評価実施機関内の他部署 （ ）<br>[ ○ ] 行政機関・独立行政法人等 （ 地方公共団体情報システム機構 ）<br>[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ）<br>[ ] 民間事業者 （ ）<br>[ ] その他 （ ） |
| ②入手方法 | | [ ○ ] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ<br>[ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム<br>[ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ○ ] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能 ） |
| ③入手の時期・頻度 | | 被保険者の申請により随時入手 |
| ④入手に係る妥当性 | | 制度上定められた時期・頻度・方法にて、情報提供を受けている。 |
| ⑤本人への明示 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令に認定申請時に特定個人情報を取得する旨明示されている。 |
| ⑥使用目的 ※ | | 認定申請の管理を行うため |
| | 変更の妥当性 | |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | ①保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、②中央保健福祉センター高齢障害支援課 ③花見川保健福祉センター高齢障害支援課 ④稲毛保健福祉センター高齢障害支援課 ⑤若葉保健福祉センター高齢障害支援課 ⑥緑保健福祉センター高齢障害支援課 ⑦美浜保健福祉センター高齢障害支援課 |
| | 使用者数 | [ 50人以上100人未満 ] ＜選択肢＞<br>1）10人未満 2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ⑧使用方法 ※ | | ・主治医、訪問調査員、訪問対象地区、認定審査会委員および認定審査会の情報を管理する。<br>・被保険者から提出された認定申請内容を申請から認定結果登録までを管理する。<br>・被保険者への主治医、訪問調査員、認定審査会の割り当てを管理する。<br>・主治医意見書結果、訪問調査結果を管理する。<br>・一次判定結果を管理する。<br>・認定審査会ごとに認定結果を管理し、対象の被保険者に対し認定結果通知書を印刷する。 |
| | 情報の突合 ※ | ・認定申請の管理を行うため、住民や施設からの認定申請の個人番号・4情報と被保険者情報の個人番号・4情報との突合を行う。 |
| | 情報の統計分析 ※ | 厚生労働省に報告するため介護保険事業統計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | 要介護・要支援認定を行う。 |
| ⑨使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない<br>（ 4 ） 件 |
| **委託事項1** | | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務 |
| ①委託内容 | | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。 |
| | その妥当性 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ○ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社 日立製作所 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。 |
| | ⑨再委託事項 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 |
| **委託事項2** | | ホスティングサービスの利用（データセンタ） |
| ①委託内容 | | ・システムの稼働に必要なサーバ及びデータセンタ機能の提供<br>・バックアップデータの遠隔地保管 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。 |
| | その妥当性 | 事務の安定した執行と、情報資産の管理・保全のために必要である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |

| | | |
|---|---|---|
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ○ ] 専用線　[　 ] 電子メール　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 日本電子計算株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　再委託しない　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| **委託事項3** | | システムの運用・保守支援業務 |
| ①委託内容 | | システムの運用・保守支援作業 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。 |
| | その妥当性 | システムの運用・保守支援業務を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [　10人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ○ ] 専用線　[　 ] 電子メール　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 富士通株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　再委託しない　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| **委託事項4** | | 民間送達サービス事業の利用 |
| ①委託内容 | | 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。 |

| | | |
|---|---|---|
| | その妥当性 | 介護ワンストップサービスに係る住民からの電子申請データを受け付けるために必要である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [　　10人未満　　]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ○ ] 専用線　[　 ] 電子メール　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　[ ○ ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 日本郵便株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　再委託しない　]<br>＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| **委託事項5** | | |
| **委託事項6～10** | | |
| **委託事項11～15** | | |
| **委託事項16～20** | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） | |
|---|---|
| 提供・移転の有無 | [ ○ ] 提供を行っている （ 48 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件<br>[ ] 行っていない |
| **提供先1** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の8の項 |
| ②提供先における用途 | 生活保護の実施 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先2** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の26の項 |
| ②提供先における用途 | 生活保護の申請に係る事実についての審査 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先3** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の26の項 |
| ②提供先における用途 | 職権による生活保護の開始若しくは変更 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先4** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の26の項 |
| ②提供先における用途 | 生活保護の停止若しくは廃止 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先5 | 都道府県知事等 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の26の項 |
| ②提供先における用途 | 保護に要する費用の返還 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先6 | 都道府県知事等 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の26の項 |
| ②提供先における用途 | 徴収金の徴収 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先7 | 市町村長 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の61の項 |
| ②提供先における用途 | 福祉の措置 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先8 | 市町村長 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の61の項 |
| ②提供先における用途 | 措置に要する費用の支弁 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先9** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の62の項 |
| ②提供先における用途 | 措置に要する費用の徴収 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先10** | 後期高齢者医療広域連合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の80の項 |
| ②提供先における用途 | 高額介護合算療養費の支給に関する事務<br>【基準日被保険者】 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先11** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の108の項 |
| ②提供先における用途 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先12** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の108の項 |
| ②提供先における用途 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先13 | 都道府県知事 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の108の項 |
| ②提供先における用途 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先14 | 市町村長 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の108の項 |
| ②提供先における用途 | 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先15** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の87の項 |
| ②提供先における用途 | 支援給付の実施 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先16** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の87の項 |
| ②提供先における用途 | 支援給付の申請に係る事実についての審査 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先17 | 都道府県知事等 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の87の項 |
| ②提供先における用途 | 職権による支援給付の開始若しくは変更 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先18 | 都道府県知事等 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の87の項 |
| ②提供先における用途 | 支援給付の停止若しくは廃止 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先19 | 都道府県知事等 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の87の項 |
| ②提供先における用途 | 支援給付に要する費用の返還 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先20 | 都道府県知事等 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の87の項 |
| ②提供先における用途 | 徴収金の徴収 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

## 添付資料（Ⅱ ファイルの概要(2)_提供先21以降）

| | |
|---|---|
| **提供先21** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の94の項 |
| ②提供先における用途 | 住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先22** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の56の2の項 |
| ②提供先における用途 | 被災者台帳の作成 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先23** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の43の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による医療に関する給付との調整（介護保険法） |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先24** | 国民健康保険組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の43の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による医療に関する給付との調整（介護保険法） |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先25** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の2の項 |
| ②提供先における用途 | 健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先26** | 健康保険組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の3の項 |
| ②提供先における用途 | 健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先27** | 後期高齢者医療広域連合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の81の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による医療に関する給付との調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先28** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の109の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による給付との調整（介護保険法） |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先29** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の109の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による給付との調整（介護保険法） |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先30** | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の5の項 |
| ②提供先における用途 | 船員保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先31** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の22の項 |
| ②提供先における用途 | 措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（介護保険法関係） |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先32** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の97の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による給付との調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先33** | 保健所を設置する市の長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の97の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による給付との調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先34** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の17の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による給付との調整 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|---|---|
| **提供先35** | 国家公務員共済組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の39の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による療養との調整（介護保険） |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| **提供先36** | 地方公務員共済組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の58の項 |
| ②提供先における用途 | 他の法令による療養との調整（介護保険） |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 提供先37 | 都道府県知事等 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号　別表第二の108の項 |
| ②提供先における用途 | 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 |
| ③提供する情報 | 介護保険受給者関連情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 6. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| ①保管場所 ※ | | 【紙媒体等における措置】<br>・申請書等の紙媒体の取扱いは、許可された者以外入室することのできない執務室内に限られており、使用後は、施錠可能な定められた場所に格納している。<br>・窓口業務等を行う部署においては、紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。<br><br>【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】<br>24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。<br>注:生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。<br><br>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】<br>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。<br>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 |
| ②保管期間 | 期間 | [ 5年 ]<br>＜選択肢＞<br>1) 1年未満　2) 1年　3) 2年<br>4) 3年　5) 4年　6) 5年<br>7) 6年以上10年未満　8) 10年以上20年未満　9) 20年以上<br>10) 定められていない |
| | その妥当性 | 千葉市公文書管理規則により、介護保険業務の文書の保存期間を5年と定めているため。 |
| ③消去方法 | | 【介護保険システム関連における措置】<br>・保存期間を過ぎた申請書等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理等の復元不可能な手段により廃棄する。<br>・電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉砕等によりデータの復元が不可能になるようにする。<br><br>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。 |
| 7. 備考 | | |
| | | |